

平成 30 年 1 月 25 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 2 件（うち再許可等特保 1 件）です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf> を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示企画課 杉本、飯野、江上

TEL : 03-3507-9220（直通）

FAX : 03-3507-9292

消費者委員会への諮問を省略して良いとされているため※、消費者庁で審査を行い許可とする再許可等特定保健用食品(1件)

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	ガゼリ菌SP株ヨーグルト	雪印メグミルク株式会社	8430001041570	はっ酵乳	ガゼリ菌SP株	ガゼリ菌SP株(<i>Lactobacillus gasseri</i> SBT2055)の働きにより、食事とともに召し上がることで脂肪の吸収を抑え、内臓脂肪を減らすのを助けるので、肥満気味の方で内臓脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	特になし	1日1個(100g)を目安にお召し上がりください。	特保	H30.1.25	1736
2	ヘルシーインW	武田コンシューマーヘルスケア株式会社	6120001197801	清涼飲料水	低分子化アルギン酸ナトリウム	海藻由来の水溶性食物繊維(低分子化アルギン酸ナトリウム)を配合した飲料です。コレステロールの吸収をしにくくし、おなかの調子を整える作用がありますので、食物繊維が不足しがちな現代人の食生活の改善に役立ちます。	飲みすぎ、あるいは体質・体調によりおなかゆるくなることがあります。	1日当たり、1缶150g(低分子化アルギン酸ナトリウム4g)を目安にお飲みください。	再許可等特保	H30.1.25	1737

※ 特定保健用食品の安全性及び効果に関する消費者委員会の諮問のうち、「規格基準型」及び「再許可」に係わる案件については、消費者委員会における安全性及び効果の審査を経ているものとして取り扱うこととし、諮問を省略してよいとされている。(平成22年1月28日府消委第11号)